

群馬地方最低賃金審議会

議事要旨

議事録

HP版議事録

(整理番号0860)

第2回特定最低賃金専門部会(機械)

令和5年10月24日 非公開

| | | | |
|------|------------------|---------------|-------|
| 開催日時 | 令和5年10月24日 | 10時38分～11時32分 | |
| 開催場所 | 前橋地方合同庁舎 1階共用会議室 | | |
| 開催状況 | 公益を代表する委員 | 出席 2人 | 定数 3人 |
| | 労働者を代表する委員 | 出席 3人 | 定数 3人 |
| | 使用者を代表する委員 | 出席 2人 | 定数 3人 |
| 主要議題 | 1 特定最低賃金額の審議について | | |

| | |
|----------|-----|
| 議事録・議事要旨 | 議事録 |
|----------|-----|

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>定刻前ではございますけれども、事務局からご報告申し上げます。</p> <p>本日ご出席の委員は、公益代表委員2名、労働者代表委員3名、使用者代表委員現時点で2名の合計7名でございます。これは、最低賃金審議会令第5条第2項に規定される定足数を満たしておりますので、会議が成立することをご報告いたします。</p> <p>なお、公益代表の高橋委員と、使用者代表の宇井委員におかれましては、所要により欠席でございます。</p> <p>また、後日、議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員に内容確認をさせていただく場合がございます。</p> <p>大変恐れ入りますが、ご発言の前にお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。</p> |
|-----|---|

| | |
|-------|---|
| 事務局 | <p>ただいまから、第2回目の特定最低賃金専門部会を開催いたします。</p> <p>議事進行につきましては、■部会長にお願いいたします。 よろしくお願ひいたします。</p> |
| 部会長 | <p>それでは、会議次第に従いまして、議事に入らせていただきます。議題の（1）、特定最低賃金額の審議に入ります。その前に、事務局から説明がありますのでお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>はい。着座にて失礼いたします。</p> <p>本日の議事の進行につきまして、ご説明いたします。</p> <p>本製造業の特定最低賃金額が専門部会の審議によって全会一致で議決された場合には、答申の手続をとっていただくことになります。</p> <p>他方、全会一致とならなかった場合には、その旨を審議会に報告いたしまして、審議会においてご審議をいただくことになります。</p> <p>なお、本日のご審議の中で、個別協議が必要になった場合には、別室を用意しておりますので、ご案内させていただきます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>以上でございます。</p> |
| 部会長 | <p>ただいまのご説明について、質問等ございますか。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p> |
| 部会長 | <p>それでは、事務局の説明のとおりといたします。</p> <p>これからは、特定最低賃金改正額の審議に入ります。</p> <p>本日は、第2回目の会議ですので、労使それぞれから具体的な引上げ額についてご提示いただき、そこから審議を進めていきたいと思います。</p> <p>全会一致でとりまとめができますよう、よろしくお願いします。はじめに、労働者側委員から、ご意見をお願いいたします。</p> |
| 労働者委員 | <p>はい。今回具体的な要求ということで、協議をしていくわけですけれども、特定最賃は、改めていうまでもございませんけれども、県内すべての労働者に適用されるセーフティネットである地賃とはことなり、年齢や業務を特定した、当該産業の県内の基幹労働者の最低賃金であるということでございます。</p> |

| | |
|-------|--|
| | <p>したがって、地域別最賃より相対的に高い水準の確保が必要だというふうに考えております。</p> <p>今年度の地賃の全国加重平均の引上げ額は43円、時間額で1,004円という形になりました、群馬県においては、引上げ額40円、時間額935円という形になりました。先ほど申し上げましたように、地賃よりも高い水準の確保が必要であるというふうに考えております。魅力のある群馬県、また労働力不足の課題を解決する一つの手段という意味合いでも、全国加重平均も視野に入れた引上げ額の方を議論していきたいと考えております。</p> <p>具体的な要求額ですが、県内4業種のそれぞれの最低額の加重平均が、1,068円となっています。これを3業種の965円との差額103円に対し、2年かけて引き上げる考え方のもと、「52円」を要求させていただきます。</p> |
| 部会長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>■委員からご報告いただきました。</p> <p>それでは、使用者側委員から、ご意見をお願いします。</p> <p>■委員、お願いします。</p> |
| 使用者委員 | <p>はい。■です。</p> <p>使用者側委員は従来、特定最賃は不要であるという主張をしてまいりました。そうはいっても毎年審議はしてきましたが、そもそも、構造的に、こういう産業でいいのかという話は、考えなきゃいけない時期かなというふうに思うわけでありますが、既に金額審議ということですので、金額を提示したいと思いますけれども。私ども使用者としましては、県最賃、特定最賃問わず、基本的には賃金改定状況調査の第4表を、ベースとして考えております。①②③とありますけれども、第4表①の方でございますが、今年度の調査結果Bランクが2.0%でございました。965円の2.0%19.3円でございますけれども、これを切り捨てまして、「19円」ということで、ご回答したいと思います。よろしくお願ひいたします。</p> |
| 部会長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>労使双方の意見を確認させていただきますと、労働者側委員からは引上げ額「52円」の提示がありましたが、使用者側委員からは「19円」のご提示でした。</p> <p>それぞれのお考えがあり、ご意見はごもっともでありますけれども、33円の開きがあり、金額の開きが大きいようです。</p> |

| | |
|-------|---|
| | <p>労使お互いが、相手が主張されるご意見を踏まえたうえで、歩み寄ることはできないでしょうか。ご意見をお伺いしたいと思います。</p> <p>まず、労働者側委員から、ご意見をお願いします。</p> |
| 労働者委員 | <p>はい。■でございます。</p> <p>特定最賃は、地賃よりも相対的に高い水準の確保したい、必要だと考えております。先ほど申し上げたとおりでございますけれども、今年の地賃については40円、引上げ率にして4.47%で、これを反映したうえで、繰り上げて「44円」を要求したいと思います。</p> |
| 部会長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>使用者側委員からも、ご意見をお願いします。</p> <p>■委員、お願いします。</p> |
| 使用者委員 | <p>はい。■です。</p> <p>今年の最低賃金の議論では、物価上昇率というのが1つのカギとなっている感がありましたけれども、この特定最低賃金もその物価上昇率を参考に考えるとすれば、令和4年の前橋の消費者物価上昇率3.0%でございました。これを965円にかけまして、28.95。これを繰り上げて、「29円」ということで、2つ目の回答といたします。</p> |
| 部会長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、労使双方の提示された金額を確認させていただきます。</p> <p>労働者側委員からは、引上げ額「44円」を提示され、使用者側委員からは、「29円」が提示されております。</p> <p>かなり歩み寄っていただきましたが、まだ、隔たりがございますので、もう少し、歩み寄れないでしょうか。</p> <p>労働者側委員から、ご意見をお願いします。</p> <p>■委員、お願いします。</p> |
| 労働者委員 | <p>今年度の最賃の審議会の中では、消費者物価指数、前橋4.5%というところが注視されて、最終的には労使双方ともこの消費者物価指数の上昇率を考慮した引上げで合意したというふうに認識をしております。</p> <p>したがって、現在の時間額に消費者物価指数の前橋4.5%を乗じ</p> |

| | |
|-------|---|
| | て、先ほどと同額にはなりますが、「44 円」、改めて提示をさせていただきたいと思います。 |
| 部会長 | ありがとうございます。 使用者側委員は、いかがでしょうか。 ■委員、お願いします。 |
| 使用者委員 | はい。■です。 3回目の回答ということですが、昨年 30 円上げたのですが、これが今まで一番高額な上昇額だったのですが、今年もそこまでは、ということで、「30 円」を提示したいと思います。 |
| 部会長 | ありがとうございました。 労働者側委員からは、先ほどと同額の「44 円」とするご意見があり、使用者側委員からは 1 円歩み寄って「30 円」の引上げ額が提示されています。金額の開きが縮まってきてはおりますが、まだ開きがあるようです。 機械の特定最低賃金の引上げについて、1 回目の専門部会では、産業全体の発展に必要である等の労働者側委員のご意見の一方で、原材料の高騰等、企業にとって厳しい状況という使用者側委員のご意見もありましたが、特定最低賃金は、労使がイニシアティブを十分に發揮していただきて、設定されるという性格のものであります。 この趣旨をお汲みいただいたうえで、ご意見をお願いしたいと思います。 |
| | 労働者側委員は、いかがでしょうか。 ■委員、お願いします。 |
| 労働者委員 | はい。基本的な考え方ですけれども、先ほどの消費者物価指数、前 4.5% の上昇率という考え方で、今回も要求をいたしますけれども、先ほどの数字は切上げて「44 円」という形にさせていただきましたけれども、今回については切り捨てをしたうえで、「43 円」という形で要求させていただきたいというふうに思います。 |
| 部会長 | ありがとうございました。 使用者側委員は、いかがでしょうか。 ■委員、お願いします。 |
| 使用者委員 | はい。■です。 |

| | |
|-------|---|
| | <p>労使で歩み寄ってということも大事かなと思いますので、4.0%という引上げ率を適用しまして、965円に4.0%をかけて、38.6円、小数点以下切り捨てて、「38円」を4回目の回答としたいと思います。</p> |
| 部会長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、労働者側委員と使用者側委員から、消費者物価指数を根拠にしたご意見と提示額をそれぞれ出していただきました。</p> <p>労使のご意見にかなり歩み寄りが認められるところですが、先ほども申し上げましたように、特定最低賃金につきましては、労使委員の皆さまがイニシアティブを十分に發揮することによって、円滑に審議がなされるものと理解しております。</p> <p>このため、合意を目指して更に歩み寄っていただくご意見をお願いしたいと思います。</p> <p>労働者側委員は、いかがでしょうか。</p> <p>■ 委員、お願いします。</p> |
| 労働者委員 | <p>はい。当初から、随分歩み寄りを使側からもいただいているかなというふうには感じておりますが、まだまだ私どもが目指す金額との乖離がかなり大きいというふうに感じております。</p> <p>一旦、ここで労使のみで協議を実施させていただければというふうに思いますが、よろしいでしょうか。</p> |
| 部会長 | <p>ただいま労働者側委員から、労使協議を行いたいという申出がありました。これについて使用者側委員のご意見はいかがでしょうか。</p> <p>■ 委員、お願いします。</p> |
| 使用者委員 | <p>はい。■です。</p> <p>労側の申出に、使用者側も応じて、是非、議論させていただきたいと思います。</p> <p>よろしくお願いします。</p> |
| 部会長 | <p>使用者側委員から労使協議の実施に同意するというご意見がありました。</p> <p>それでは、労使協議のため、一時休会とします。</p> <p>労使委員の皆さんのが戻り次第、再開いたします。</p> |

【協議のため、休会】

| | |
|-------|---|
| 部会長 | ご協議お疲れさまでした。それでは、審議を再開いたします。労使協議を踏まえまして、ご意見をお伺いしたいと思います。どなたかご発言いただけますでしょうか ■委員、お願いします。 |
| 労働者委員 | はい。労側の■です。 まずは、協議の時間を頂戴しましたことに、感謝申し上げます。ありがとうございます。 結論から申し上げますけれども、頂戴しました時間の中で、労使双方の主張をしつつ、最終的には「41円」の金額で合意をさせていただきました。本当にありがとうございます。経過につきまして、私の方から一括で説明させていただければというふうに思います。 まず、労側としまして、消費者物価指数を考慮した考えは変わらず、一歩歩み寄った形で「42円」の要求をさせていただきました。対して使側も、一歩歩み寄っていただき、「39円」の提示をいただいたというところです。 続きまして、使側の歩み寄りはあったものの、まだ提示額には差があるということから、改めて踏み込んだ論議をしたい旨をお伝えして、再度、「42円」を要求させてもらいました。 それに対し使側からは、更に歩み寄った形で、「40円」の提示をいただいております。 それを受け労側として、地賃の引上げ額以上の結審を目指しているという考え方を踏まえて、一歩歩み寄って「41円」提示をしております。 対して使側からは、最賃と同額の40円までの歩み寄りについては、過去最高の昨年度の額と比較しても大きな引上げ額となるというところで、再度「40円」の提示がありました。 労側としては、今回地賃以上の引上げ額と、他県では目安額を上回る額での結審がされている地域もあり、本県においても、地賃を上回る引上げ額にすることで、産業を魅力的にしていくというふうな考え方から、地賃を1円上回る「41円」を再度提示させていただきました。 それに対し使側から、これまでの労使関係を鑑みて、歩み寄りに加えて労側のこだわる、地賃より1円上回る「41円」という形で、最終的に合意をいただきという形になります。 合意をいただきました使側の皆様には、感謝申し上げます。 ありがとうございます。 |

| | |
|-------|--|
| | 私のからの経過についての報告については、以上になります。 |
| 部会長 | <p>ありがとうございます。</p> <p>ただ今 [] 委員からご発言がありまして、労使協議の結果、本製造業の最低賃金を 41 円引き上げること。時間額を 1,006 円として合意されたとのご報告をいただきました。</p> <p>念のため、使用者側委員にもお尋ねしますが、よろしいでしょうか。</p> <p>[] 委員、お願いします。</p> |
| 使用者委員 | <p>はい。[] です。</p> <p>先ほど、[] 委員からのお話のとおりでございます。</p> <p>今までの労使関係の維持、安定を最後は考えまして、41 円で決めさせていただきました。</p> <p>以上です。</p> |
| 部会長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>他の労使委員の方も、よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p> |
| 部会長 | <p>それでは、労働者委員と使用者側委員におかれましては、本製造業の最低賃金額を 41 円引上げて、時間額で 1,006 円に改正することで合意されたことを確認いたしました。</p> <p>公益委員の方は、このことについてご意見ありますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p> |
| 部会長 | <p>同意いただきありがとうございます。</p> <p>それでは、まとめさせていただきます。</p> <p>本専門部会では、本製造業の最低賃金額を、現行の 965 円から、41 円引上げて、時間額 1,006 円とすることを、全会一致で決定させていただきます。</p> <p>この後の手続については、事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>はい。ただいま、全会一致で議決をいただきましたので、「専門部会の決議をもって審議会の決議とする」という、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の規定に基づいて、手続を行わせていただきたいと思います。</p> |

| | |
|------------------------------|---|
| | つきましては、このあと本専門部会の報告書の（案）と答申文の（案）をご用意いたしますので、少々お時間をいただきますようお願いいたします。 |
| 部会長 | それでは、事務局の準備が終わるまで、一時休会といたします。 |
| 【休会】 | |
| 【報告書（案）、答申文（案）を全員に配布】 | |
| 部会長 | それでは、会議を再開いたします。 事務局から、まずは報告書について、説明をお願いします。 |
| 事務局 | はい。それでは、ただいまお配りしました報告書の（案）の方から、読み上げさせていただきます。 |
| 【報告書（案）朗読】 | |
| 部会長 | ただいま委員の皆様に、報告書の（案）を確認していただきましたが、この内容でよろしいでしょうか。 |
| 【異議なし】 | |
| 部会長 | 専門部会の報告書について、ご了承いただいたことを確認いたしましたので、これをもって群馬地方最低賃金審議会長あて、報告とすることといたします。 続いて、答申文について、説明してください。 |
| 事務局 | はい。全会一致で議決をいただきましたので、本専門部会の決議は審議会の決議とさせていただき、答申文はご覧のように、審議会長名で作成しております。 それでは、答申文の（案）を読み上げさせていただきます。 なお、別紙は先ほどの報告書と同じでございますので、時間額のみ読み上げさせていただき、その他の項目は省略させていただきます。 |
| 【答申文（案）朗読】 | |
| 部会長 | 委員の皆様に答申文の（案）を確認していただきましたが、この |

| | |
|------|--|
| | <p>内容でよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p> |
| 部会長 | <p>ありがとうございます。</p> <p>ご了承いただいたことを確認いたしましたので、これをもって答申いたします。</p> |
| | 【部会長より基準部長へ答申文を手交】 |
| 部会長 | <p>答申が無事終わりました。</p> <p>各委員のご協力により、全会一致で取りまとめることができました。</p> <p>大変ありがとうございます。</p> <p>今後の予定について、事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>はい。ご回答をいただきまして、誠にありがとうございました。</p> <p>ご説明する前に、ご回答をいただきましたことに対しまして、津田労働基準部長からご挨拶を申し上げさせていただきたいと思います。</p> |
| 基準部長 | <p>労働基準部長の津田でございます。</p> <p>ただいま、■部会長から令和5年度の一般機械器具製造業特定最低賃金の改定につきまして、ご回答をいただきました。</p> <p>本年度の特定最低賃金の改正につきましては、去る8月9日に諮詢をさせていただき、その後、委員の皆様には真摯なご議論を賜りましたことにつきまして、厚く御礼を申し上げます。</p> <p>また、当専門部会の決議が、委員の皆様の合意に基づき、全会一致により行われたことにつきまして、心から敬意を表する次第でございます。</p> <p>群馬労働局といたしましては、この答申を踏まえ、新たな特定最低賃金の発効に向け、所要の手続きを進めてまいります。また、併せて、多くの関係者の皆様に、最低賃金制度の一層の周知を図り、その履行確保に努めてまいる所存でございます。</p> <p>最後に、委員の皆様のご尽力に重ねて感謝を申し上げまして、お礼の挨拶とさせていただきます。</p> <p>誠にありがとうございます。</p> |
| 事務局 | それでは、今後の予定等につきまして、2点ご説明いたします。 |

| | |
|-----|---|
| | <p>1点目でございます。</p> <p>特定最低賃金の効力発生日についてですが、4業種同一日とさせていただいているところでございます。</p> <p>したがいまして、4業種すべての業種の答申が出揃いましたら、異議申出の公示をさせていただきます。</p> <p>公示の期間内に異議申出があった場合は、公示期間終了後に審議会を開催し、異議の審議を行っていただく予定としております。</p> <p>異議申出がなく、官報公示の手続をとることが出来た場合、効力発生日は最短で12月29日となる予定でございます。ただし、官報に掲載できる件数に制限がかかった場合など、諸事情により官報掲載日がズレ、効力発生日が遅れる場合もございますので、ご了承いただきますようお願いいたします。</p> <p>2点目でございます。</p> <p>官報に関しまして、公示にあたり、公示文が法令用語に準拠する必要があるため、答申内容に影響を及ぼさない軽微な訂正が行われることがございます。</p> <p>その際は、最低賃金審議会長にご相談申し上げ、ご承認をいただくことといたしますので、併せてご了承いただきますようお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p> |
| 部会長 | <p>今後の予定について、説明がありました。</p> <p>1点目は、改正額の効力発生日は4業種同一日とすることです。また、今後、異議の申出の公示や官報公示の手続きを行うということですが、改正額の発効は、順調にいって12月29日になること。ただし、諸事情によりずれ込む場合もあるとのことです。</p> <p>2点目は、官報公示に際し、答申文の軽微な訂正の取扱いについてです。</p> <p>以上2点について、事務局説明のとおりでよろしいでしょうか。</p> |
| | 【異議なし】 |
| 部会長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>では、そのようにいたします。</p> <p>最後に議題(2)のその他についてですが、事務局から何かありましたらお願ひいたします。</p> |
| 事務局 | 特にございません。 |

| | |
|-----|---|
| 部会長 | 委員の皆様からは、何かございますか。 【特になし】 |
| 部会長 | ご意見等ないようです。 それでは、最後に確認をいたします。 本日の会議において、一部非公開とする発言や資料はなかったと思われますが、非公開事項はなしということでおよろしいでしょうか。 |
| 部会長 | 【異議なし】 非公開事項はなしと確認いたしました。ありがとうございました。 以上をもちまして、本日の議題はすべて終了しました。 これで、第2回特定最低賃金専門部会を閉会とします。 ご審議お疲れ様でした。 |